

# 令和5年度 群馬県企業局経営基本計画委員会 会議結果の概要

日 程：令和5年9月1日（金） 午後1時30分～

場 所：県庁28階 企業局第二会議室

出席者：（委 員）

宇野委員、高橋委員、須藤委員、赤尾委員、大貫委員 計5名

（企業局）

企業管理者、企業局長、本局各課長、施設管理室長 計8名

内 容：第2次群馬県企業局経営基本計画の令和4年度進捗状況の評価に対する外部有識者からの意見聴取を実施したもの。

## 1 開 会

## 2 あいさつ（企業管理者）

## 3 議 事（進行：宇野座長）

### （1）令和4年度群馬県企業局の決算について

資料1に基づき総務課長が説明。

### （2）群馬県企業局経営基本計画の進捗状況の評価について

資料2に基づき経営戦略課長が説明。

### （3）令和5年度新規事業について

資料4、5に基づき経営戦略課長が説明。

（1）～（3）について企業管理者が補足説明。

## 4 質疑応答（進行：宇野座長）

### （1）令和4年度群馬県企業局の決算について

### （2）群馬県企業局経営基本計画の進捗状況の評価について

### （3）令和5年度新規事業について

## (電気事業について)

### ●委員意見 1

電気事業で収益があがったとのことだが、エネルギーの高騰の影響で電気代が高騰している。水力の場合も末端の電気料に転嫁していくのか。

### ○発電課長

我々が扱っている電力は、再生可能エネルギーであり、燃料価格には影響されないため、企業局で発電する電力は、電気代の高騰に影響を与えていないと考える。

### ●委員意見 2

価格を見直したというのは、市場価格と連動したということか。

### ○発電課長

小売電気事業者との間で再エネの価値、市場の価格を総合的に勘案して料金が決定される。

### ●委員意見 3

地産地消型 PPA について、全体の発電量のどれくらいをあてているのか。また、経営リスクは、ほとんどないと考えてよいか。

### ○経営戦略課長

企業局では年間 8 億 kWh を発電しており、そのうちの 2 億 kWh は FIT の対象である。残りの 6 億 kWh について、今年度末をもって東京電力エナジーパートナーと契約終了となるので、このうち 1 億 kWh を地産地消型 PPA にあてる。残りの 5 億 kWh は一般競争入札を予定している。小売電気事業者への提供価格は、1 kWh あたり 15 円で提示しているが原価が、割れることはないよう設定している。

### ○企業管理者

収益的な損はない。ただし、今までは東京電力に卸しており信用力では問題視していなかったが、今回の場合、需要家の方々、小売電気事業者の信用のリスクをとっていくことになるため、その点は今後、気をつけていかなければならないと考える。

### ●委員意見 4

それについての対応策はあるか。

### ○企業管理者

一つは県の入札参加資格を有している企業を対象にすることである。ただし、小売電気事業者の経営の安定性については不透明な状況であり、絶対的な対応策は取りづらいので、ある程度リスクを取っていくことにはなる。仮に事業者が倒産した場合、電力需要の多い東京電力エリア内のため、経営に影響を与えることはないと考えられる。

## (工業用水道事業について)

### ●委員意見 5

工業用水道管路で耐用年数を経過している管路が 50%近くあるという記事を見た。群馬県の工業用水の歴史は長いため、どのような状況か。また、耐用年数を上回った管路で地震などの災害で工業用水の供給が止まり、工場で製品が生産できなくなったことによる損失が発生した場合、企業局に責任が発生するのか。

#### ○水道課長

水道、工業用水含めて耐用年数は 40 年である。一番古い管路は 60 年近く経っているため、耐用年数の 1.5 倍相当になっている。今後はアセットマネジメントを活用し更新計画を立て、実施していく。

また、仮に事故等が発生した場合、賠償保険に加入しているため一時的には補償されるが、恒久的には保障されないため、供給停止にならないよう更新工事を進めていきたいと考えている。

#### ○企業管理者

賠償責任については明文化されていないが、モラルの中でどう対応していくかは問われると考える。

#### ●委員意見 6

愛知県豊田市の工業用水供給停止による工場停止の際、賠償責任の話はでなかったため大きな問題ではないと思いつつ、やるべき工事等を行わなかったことにより事故が発生することが心配である。

#### ○企業管理者

故意、重過失については責任があると考え。それ以外については、必ずしも賠償責任があることではないためモラルの中で対応する。

更新工事は重要な箇所、別のルートで供給するようにするなど代替案を含めて安定供給するようにしている。昨年、事故を起こした際には 1 日で復旧させ、企業に影響を与えることはなかった。企業側もタンクで予備水を用意するなどしているため、漏水事故の際は幸いにも操業に迷惑をかけなかったこともあり、信頼いただけるような運営をしていると考える。

### (水道事業について)

#### ●委員意見 7

フッ素化合物の問題が取り沙汰される中で、企業局はどのような状況であるか。

#### ○水道課長

有機化合物については年 4 回測定している。取水地点が上流、河川水ということもあり PFOS、PFOA は検出されていない。ただ県内の地下水には若干 PFAS が検出されている地点がある。

#### ●委員意見 8

ダムの渇水に対する状況を伺いたい。

**○水道課長**

今後、降水がないと渇水の心配はある。群馬県の水道、工業用水について全量を取水していないため多少の渇水は問題ないが、これ以上の渇水が続くと、市町村の自己水源を加味しながら調整していくことになる。

**○企業管理者**

渇水のリスクはある。取水量に余裕をもたせているものの、渇水が続く場合は市町村で地下水のくみ上げを行ってもらうなどの対応をしていくことになる。

**●委員意見 9**

首都圏への供給はどうするのか。

**○企業管理者**

水の使用割合はダム建設時の負担金に応じて決定されるため、渇水によって上流下流の取水量の割合は変動しない。

**5 閉会**